

別 紙

情報セキュリティに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、情報資産の保護の重要性を十分に認識し、この契約による事務の実施に当たっては、奈良県情報セキュリティ基本方針及び奈良県情報セキュリティ対策基準（各所属において定める情報セキュリティ実施手順がある場合は、これを含む。）並びに本情報セキュリティに係る特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の明確化)

第2 受注者は、発注者に対し、この契約による事務に係る受注者の情報セキュリティについて責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面により明らかにしなければならない。

2 セキュリティ責任者に変更が生じた場合は、受注者は速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

(業務従事者の特定)

第3 受注者は、発注者に対し、この契約による事務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面により明らかにしなければならない。

2 この契約による事務の従事者に変更が生じた場合は、受注者は速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 本業務の従事者が、本業務の履行のため発注者が管理する庁舎その他の施設に立ち入る場合は、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名記章又は名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われている区域に立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第4 受注者は、この契約による事務の従事者全員に対し、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）その他本業務の履行に必要な教育及び研修を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報及び発注者が秘密であると指定した情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、なお効力を有する。

(情報資産の利用場所)

第6 受注者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注

者に帰属するものに限る。)を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第7 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、秘密情報並びに本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）について、漏えい、滅失又は毀損等の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第3条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に、本業務を処理させないこと。
- (2) 本業務を処理するために使用する機器等は、受注者の管理下にあるものに限定するものとし、受注者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等、受注者の管理下でないものを利用させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自ら取得し、若しくは作成した情報資産を、第6条の規定に基づき発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製しないこと。
- (5) 本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第8 受注者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、秘密情報並びに本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の取扱い)

第9 再委託の取扱いについては、個人情報取扱特記事項第7条の定めるところによる。

- 2 受注者は、個人情報取扱特記事項の定めにより本業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託先事業者に対し、セキュリティ特記事項（第2条並びに第3条第1項及び第2項を除く。）と同等の義務を課すとともに、その履行状況について適切に管理及び監督しなければならない。

- 3 受注者は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、発注者に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、受注者は速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。
- 4 その他、委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。

(調査)

- 第 10 発注者は、必要があると認めるときは、随時、受注者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は立入調査その他必要な調査を行うことができる。

(指示)

- 第 11 発注者は、受注者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生時における報告)

- 第 12 受注者は、この契約による事務に関し、情報漏えい、改ざん、紛失、破壊その他の情報セキュリティ事故（以下「事故等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、当該事故等の帰責の有無にかかわらず、速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、事故等の発生に備え、発注者その他関係者との連絡体制、証拠保全、被害拡大防止、復旧及び再発防止のための体制をあらかじめ整備しておかななければならない。
 - 3 受注者は、事故等が発生した場合において、発注者が県民への説明責任を果たすため、受注者の名称を含む事故等の概要を公表することがあることを、あらかじめ了承するものとする。

(損害賠償)

- 第 13 受注者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由による場合も、同様とする。

(セキュリティ対策の確認)

- 第 14 受注者は、本業務の実施前、実施中及び終了時において、「業務委託セキュリティ対策チェックシート」に基づき、情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、その結果を発注者に報告しなければならない。
- 2 契約期間中は、定期的に前項の確認を行うものとする。